令和８年度大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金
事　務　処　理　要　領

Ⅰ　趣　　旨

この要領は、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

Ⅱ　補　助　事　業

補助金の交付の対象となる事業は、大阪府内に所在する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校又は幼保連携型認定こども園（以下「私立学校等」という。）に在学し、東日本大震災に起因する事情により、授業料等の納付が困難となった幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）に対して、当該私立学校等の設置者が当該生徒等の授業料等を減免する事業とする。

補助対象となる専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園については次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 専修学校高等課程及び専門課程
ア　職業に必要な技術の教授を目的とするもの
イ　修業年限が１年以上のもの
ウ　当該課程の授業が年２回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの

(2) 専修学校一般課程及び各種学校
ア　職業に必要な技術等の教授を目的とするもの
イ　修業年限（修業年限１年以上の課程に他の修業年限１年以上の課程が継続する場合には、これらの課程の修業年限を通算した期間）が２年以上のもの
ウ　当該課程の授業が年２回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの

(3) 幼保連携型認定こども園
平成 26 年度に大阪府私立幼稚園経常費補助金又は大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金の交付を受けたもの

■授業料等の定義（要綱第２条４号）
①入学料（幼稚園及び幼保連携型認定こども園にあっては入園料）その他私立学校等に入学（幼稚園及び幼保連携型認定こども園にあっては入園）しようとするすべての生徒等が一律に納付すべき費用として、入学料に類する学則（園則）上規定のある納付金
②授業料（幼稚園及び幼保連携型認定こども園にあっては保育料）、施設整備費、教育充実費その他当該私立学校等に在学するすべての生徒等が一律に納付すべき費用として、授業料に類する学則（園則）上規定のある納付金

※ＰＴＡ会費等の設置者以外の者が管理する費用及び修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は補助対象外

Ⅲ　補助要件等

１　生徒等の要件

対象校に在学する生徒等が「私立学校等」に在学していること
※別科生や科目履修生は当該補助金の対象とはならない。
※生徒等の大阪府内在住（住所）又は居住（居所）は問わない。

２　家計支持者の要件

対象校に在学する生徒等の家計支持者が**被災者となり**、**原子力災害被災地域において被災したことを起因とする事情として、次の各号のいずれかに該当する場合**に補助対象とする。ただし、家計支持者について、年収 590 万円未満の世帯に限る。

(1) 勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴い、本人の意思によらず、当該会社等の一方的な意思によって失職した場合（本人の責めにより失職した場合を除く。）
(2) 自営業の経営状況の悪化に伴い、やむを得ず当該事業を廃止したことによって失職した場合（転業を目的とする場合を除く。）
(3) 収入が著しく減少した場合（当該年の収入が、**平成 22 年**の収入の２分の１以下であって、教育長が別に定める基準額以下の場合に限る。）
(4) (1) 又は (2) に準ずると教育長が認める場合

※令和８年度事業において、下記に該当する場合は、「失職・廃業」相当とみなす。
ア　家計支持者が居住する家屋が、全壊、半壊、全焼、半焼、流失、消失、床上浸水した場合
イ　家計支持者が死亡、行方不明、長期入院となった場合

※生徒等と同様に家計支持者も大阪府内在住（住所）又は居住（居所）は問わない。

※年収 590 万円未満とは、令和８年度の家計支持者全員の「課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に４分の３を掛けて計算）」の合算が 154,500 円未満であること。

※令和７年度以前に被災児童生徒就学支援等事業の対象となったことがあること。

■家計支持者の定義（要綱第２条２号）
ア　生徒等の学校教育法第 16 条又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第 11 項 に規定する保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人、児童福祉法の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長、民法の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人又は生徒等が就学等に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く。）
イ　生徒等が主としてアに掲げる者以外の者の収入により生計を維持している場合は当該者
ウ　ア及びイに掲げる者のほか、当該生徒等

■被災者の定義（要綱第２条１号）

ア　原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第２項の規定により設定された避難指示区域の住民

イ　平成 23 年３月 11 日の東日本大震災発災当時の原子力災害対策特別措置法第 28 条第２項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第１項に規定する警戒区域の住民であって、その後避難指示等が解除された区域の住民

ウ　平成 23 年３月 11 日の東日本大震災発災当時の原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項の規定により設定された計画的避難区域の住民であり、かつ、その後避難指示等が解除された区域の住民

エ　平成 23 年３月 11 日の東日本大震災発災当時の原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項の規定により設定された緊急時避難準備区域又は同法第 15 条第３項の規定に基づく屋内退避指示が出ていた区域の住民であって、市町村の判断により避難した者であって、その後避難指示等が解除された区域の住民

※福島県の以下の地域に居住していた（居住していたが、市町村の判断により避難した）者のみ対象となります。

全域が対象：富岡町、川内町、大熊町、双葉町、浪江町、広野町、楢葉町、葛尾村、飯館村

一部地域が対象：田村市、南相馬市、川俣町、伊達市

前ページの(1)(2)(4)に該当する場合は、事業実施年度において生徒等が納付すべき授業料等の額の全額の範囲内で補助対象とする。（その他、補助対象月数、補助率、補助限度額、控除額等との具体的な調整方法についてはⅣ～Ⅴを参照のこと）

■生徒等が納付すべき授業料等の額とは

学（園）則記載の金額から、補助対象期間（生徒等の在籍期間や減免事由発生期間）による月割処理を行った後の金額を言う。

【例】(1)入学金：100,000 円、授業料：480,000 円（年額）、施設整備費等：120,000 円（年額）
(2)補助対象期間：令和８年４月１日～令和８年９月 30 日（６か月間）
※納付すべき授業料等の額
⇒入学金：100,000 円 ＋｛(授業料：480,000 円（年額） ＋ 施設整備費等：120,000 円（年額））
× ６月／12 月)｝ ＝ 100,000 円 ＋ 300,000 円 ＝ 400,000 円

前ページの(3)（収入激減）に該当する場合は、事業実施年度において生徒等が納付すべき授業料等の額の１／２の範囲内で補助対象とするものとする。（その他、補助対象月数、補助率、補助限度額、控除額等との具体的な調整方法についてはⅣ～Ⅴを参照のこと）

さらに、減免の対象となるのは、次の①②のすべてに該当する場合のみとする。

① 令和８年の総所得金額（見込み）が**平成 22 年**の１／２以下に減少すること。
（ただし、平成 22 年の総所得金額が「０円」又は「マイナス金額」になっている場合は、該当しない。）

※比較となる総所得金額は、震災直前の**平成 22 年の総所得金額**になります。

② 令和８年の課税総所得金額（見込み）が 98 万円に次の金額を加えた額以下となる。
（ただし、平成 22 年の課税総所得金額が 98 万円に次の金額を加えた額以下となっている場合は、該当しない。）

・０歳以上 16 歳未満の扶養親族１人あたり 330 千円
・16 歳以上 19 歳未満の扶養親族１人あたり 120 千円

※総所得金額及び課税総所得金額については、家計支持者が複数（例：父母）いる場合は、その合計額とする。

なお、課税総所得金額（見込み）については、別紙様式（課税総所得金額等積算書）を用いて当該年の年収見込みより算出するものとする。

Ⅳ　補助対象期間及び補助対象月数

１　補助対象期間

下記に掲げる生徒等の在籍期間と減免事由該当期間の重複期間とする。

(1)生徒等の在籍期間

生徒等が年度当初に転入学した場合は、当該転入学月の１日から起算するものとする。
生徒等が年度途中に転入、転退学等をした場合、転入者にあっては転入した月の翌月（月の初日に転入した場合は、転入したその月）から、転退学者にあっては転退学したその月までの期間とする。

(2)減免事由該当期間

令和８年度中の減免事由の発生した日の翌月１日から令和８年度末（同年度内に減免事由が消滅した場合にあっては、当該日の属する月の末日）までの期間とする。
ただし、平成 23 年３月 11 日から令和８年３月末までの間に減免事由が発生し、令和８年４月以降も引き続き減免事由に該当している場合についても、補助の対象とすることとし、この場合の補助対象期間の始期は、令和８年４月１日とする。

【例】(1)生徒等の在籍期間　　令和６年４月１日～令和８年 12 月 31 日（33 か月間）
(2)減免事由の発生期間　令和８年６月１日～令和８年 12 月 31 日（７か月間）
⇒補助対象期間　　**令和８年６月１日～令和８年 12 月 31 日（７か月間）**

２　補助対象月数

１で算出した補助対象期間の月数を補助対象月数とし、当該補助対象月数に係る授業料等の額を補助の対象とする。
この場合、生徒等一人当たりの授業料等の額（補助対象月数による補正後の金額）は、入学料（入学料・入園料や施設整備費などの入学一時金）を減免する場合は、当該単価の金額、授業料（授業料・保育料や施設整備費などの経常的納付金）を減免する場合は、当該単価を下記の方法で算出するものとする。

授業料等の額（年額）　×　補助対象月数／12 月

＝　授業料等の額（補助対象月数補正後）※円未満切捨

⇒具体的なケースの補助対象月数については、次頁の算定例を参考ください。

【算定例：補助対象月数】※令和８年度補助事業の場合

１．減免事由：要綱第４条１号（勤務先の倒産・リストラ等による失職）該当
生徒在籍期間：Ｒ８．４．１～Ｒ９．３.31　※令和８年度入学

	離職日	再就職日	失職期間	補助対象期間	補助対象月数
1	H23年３月11日	Ｒ８年度中 再就職なし	H23年３月12日～ Ｒ９年度以降	Ｒ８年４月１日～ Ｒ９年３月31日	12か月分
2	H23年３月11日	Ｒ８年10月25日	H23年３月12日～ Ｒ８年10月24日	Ｒ８年４月１日～ Ｒ８年10月31日	７か月分
3	Ｒ８年８月10日	Ｒ８年度中 再就職なし	Ｒ８年８月11日～ Ｒ９年度以降	Ｒ８年９月１日～ Ｒ９年３月31日	７か月分
4	H23年３月11日	Ｒ８年３月１日	H23年３月12日～ Ｒ８年２月28日	Ｒ８年度はなし	０か月分
5	Ｒ８年４月28日	Ｒ９年１月25日	Ｒ８年４月29日～ Ｒ９年１月24日	Ｒ８年５月１日～ Ｒ９年１月31日	９か月分

（例）上記算定例のケース２に該当する場合
⇒補助対象期間：Ｒ８．４．１～Ｒ８.10.31、補助対象月数：７か月
・入　学　料　200,000 円　⇒　200,000 円　※月割りの適用なし
・授　業　料　400,000 円（年額）　⇒　400,000 円　×　７月／12 月　＝　233,333 円
・施設整備費等　50,000 円（年額）　⇒　50,000 円　×　７月／12 月　＝　29,166 円

２．減免事由：要綱第４条２号（自営業の廃業等による失職）該当
生徒在籍期間：Ｒ８．４．１～Ｒ８.12.31　※令和７年度入学、令和８年度進級（12 月転学）

	離職日	再就職日	失職期間	補助対象期間	補助対象月数
1	H23年３月11日	Ｒ８年度中 再就職なし	H23年３月12日～ Ｒ９年度以降	Ｒ８年４月１日～ Ｒ８年12月31日	９か月分
2	H23年３月11日	Ｒ８年10月25日	H23年３月12日～ Ｒ８年10月24日	Ｒ８年４月１日～ Ｒ８年10月31日	７か月分
3	Ｒ８年８月10日	Ｒ８年度中 再就職なし	Ｒ８年８月11日～ Ｒ９年度以降	Ｒ８年９月１日～ Ｒ８年12月31日	４か月分
4	H23年３月11日	Ｒ８年３月１日	H23年３月12日～ Ｒ８年２月28日	Ｒ８年度はなし	０か月分
5	Ｒ８年４月28日	Ｒ９年１月25日	Ｒ８年４月29日～ Ｒ９年１月24日	Ｒ８年５月１日～ Ｒ８年12月31日	８か月分

（例）上記算定例のケース２に該当する場合
⇒補助対象期間：Ｒ８．４．１～Ｒ８.10.31、補助対象月数：７か月
・入　学　料　200,000 円　⇒　0 円　※令和８年度進級のためなし
・授　業　料　400,000 円（年額）　⇒　400,000 円　×　７月／12 月　＝　233,333 円
・施設整備費等　50,000 円（年額）　⇒　50,000 円　×　７月／12 月　＝　29,166 円

３．減免事由：要綱第４条第３号（収入の著しい減少）該当
⇒当該ケースの場合は、生徒在籍期間がそのまま補助対象期間に該当することになります。

Ⅴ 補 助 金 額

Ⅲ及びⅣに加え、本項で定める補助率、補助限度額、控除額により補助金額を算出するものとする。（具体例による算出方法については８～12 頁を参考にすること）

１　各学校種の補助率・補助限度額（令和８年度）

項目 ／ 学校の種類	補助率	補助限度額	
		家計支持者が第４条第３号（収入激減）**以外**に該当する場合	家計支持者が第４条第３号（収入激減）に該当する場合
幼稚園	10/10	453,423 円	左記と事業実施年度（＝令和８年度）において生徒等が納付すべき授業料等の２分の１に相当する額のいずれか低い方の額
幼保連携型認定こども園		453,423 円	
小学校		839,706 円	
中学校		834,964 円	
高等学校		780,460 円	
中等教育学校		1,009,694 円	
専修学校高等課程		780,460 円	
専修学校専門課程	2／3	－	事業実施年度（＝令和８年度）において生徒等が納付すべき授業料等の２分の１に相当する額
専修学校一般課程			
各種学校			
各種学校（幼稚園に類する課程を有する外国人学校）		302,282 円	左記と事業実施年度（＝令和８年度）において生徒等が納付すべき授業料等の２分の１に相当する額のいずれか低い方の額
各種学校（小学校に類する課程を有する外国人学校）		559,804 円	
各種学校（中学校に類する課程を有する外国人学校）		556,643 円	
各種学校（高等学校に類する課程を有する外国人学校）		520,307 円	

※令和８年度事業の幼保連携型認定こども園における、家計支持者が第４条第３号（収入激減）以外に該当する場合の補助限度額は幼稚園と同額とする。

※中等教育学校における、家計支持者が第４条第３号（収入激減）以外に該当する場合の補助限度額は、前期課程と後期課程で同額とする。

※専修学校高等課程における、家計支持者が第４条第３号（収入激減）以外に該当する場合の補助限度額は高等学校と同額とする。

※各種学校のうち、外国人学校における、家計支持者が第４条第３号（収入激減）以外に該当する場合の補助限度額は、各課程が対応する幼稚園、小学校、中学校、高等学校の補助限度額の３分の２相当額とする。

２　控除額について

・　幼児が私立幼稚園または幼保連携型認定こども園における幼児教育・保育の無償化による給付を受けている場合は当該額を含まない。
・　生徒等が就学支援金、新修学支援金又は学び直し支援金の支給を受けている場合は当該額を含まない。
・　生徒等が私立専門学校等授業料等減免補助金の支給を受けている場合は当該額を含まない。
　なお、生徒等が、就学支援金、新修学支援金又は学び直し支援金の受給資格があるにもかかわらず、本人の意思等により当該支援金の受給を受けていない場合も、受給していた場合の相当額を控除する。

３　月割計算する場合の端数処理について

　授業料等が年額となっており、月割換算で円未満の端数が生じる場合は、切り捨てること。

事例１	中学校３年生（令和６年度新入生）
【生徒在籍期間】令和６年４月１日～令和８年12月31日（33か月間） 【減免事由】震災に起因する事情により家計支持者が失職（１号該当） 【減免事由該当期間】令和８年６月１日～令和８年12月31日（７か月間） 【授業料等の額】入学料200,000円、授業料400,000円（年額）、施設整備費等50,000円（年額）	

●算出プロセス１

	入 学 料 (A)	授 業 料 (B)	施設整備費等 (C)	合計 (D)＝(A)＋(B)＋(C)
授業料等の額（E） （学則記載の年額）	200,000円	400,000円	50,000円	650,000円
補助対象月数（F）	０月／12 月	７月／12 月	７月／12 月	―
納付すべき授業料等の額 (G)＝(E)＊(F) ※補助対象月数補正あり	０円	233,333円	29,166円	262,499円…(J)
減免対象経費 (H)＝(G)	０円	233,333円	29,166円	262,499円
補助対象経費 （I） （学校による減免額）	０円	233,333円	29,166円	262,499円…(K)

※補助対象期間：令和８年６月１日～令和８年12月31日、補助対象月数：７か月間
※入学料　　200,000 円　⇒　０円　※令和６年度新入生のため令和８年度は発生しない。
　授業料　　400,000 円（年額）　⇒　400,000 円　×　８月／12 月　＝　233,333 円（円未満切捨）
　施設整備費等　50,000 円（年額）　⇒　50,000 円　×　８月／12 月　＝　29,166 円（円未満切捨）

●算出プロセス２

補助対象経費 (K)	補助率 (L)	補助対象額 (M)＝(K)＊(L)
262,499円	10/10	262,499円

●算出プロセス３

補助対象額 (M)	減免事由 (N)	補助限度額Ａ (O)	補助限度額Ｂ (P)＝(J)＊1/2	補助金額 (M)≧(O)＝(O)＝(Q) (M)＜(O)＝(M)＝(Q)
262,499円	１号該当	834,964円	―	262,499円

※補助限度額Ａ　令和８年度における授業料等の大阪府平均単価と全国平均単価のいずれか低い方
※補助限度額Ｂ　令和８年度において当該生徒等が納付すべき授業料等の半額に相当する額
※当該事例の場合は減免事由が１号該当（失職）であるため、補助限度額Ｂの適用はない。

事例２	高等学校１年生（令和８年度新入生）

【生徒在籍期間】令和８年４月１日～令和９年３月31日（12か月間）
【減免事由】震災に起因する事情により家計支持者が失職（１号該当）
【減免事由該当期間】平成23年４月１日～令和９年３月31日（192か月間）
【就学支援金受給額】396,000円（補助対象期間分（補助対象月分）：12か月分　※加算あり）
【授業料等の額】入学料250,000円、授業料600,000円（年額）、施設整備費等50,000円（年額）

●算出プロセス１

	入 学 料 (A)	授 業 料 (B)	施設整備費等 (C)	合計 (D)＝(A)＋(B)＋(C)
授業料等の額（E） （学則記載の年額）	250,000円	600,000円	50,000円	900,000円
補助対象月数（F）	12 月／12 月	12 月／12 月	12 月／12 月	―
納付すべき授業料等の額 (G)＝(E)＊(F) ※補助対象月数補正あり	250,000円	600,000円	50,000円	900,000円…(K)
控除額（就学支援金）(H)	０円	396,000円	０円	396,000円
減免対象経費（I)＝(G)－(H)	250,000円	204,000円	50,000円	504,000円
補助対象経費　(J) （学校による減免額）	250,000円	204,000円	50,000円	504,000円…(L)

※減免対象経費は、補助対象月数補正後の授業料等の額から控除額（就学支援金）を差し引いて算出すること。

●算出プロセス２

補助対象経費 (L)	補助率 (M)	補助対象額 (N)＝(L)＊(M)
504,000円	10/10	504,000円

●算出プロセス３

補助対象額 (N)	減免事由 (O)	補助限度額Ａ (P)	補助限度額Ｂ (Q)＝(K)＊1/2	補助金額 (N)≧(P)＝(P)＝(R) (N)＜(P)＝(N)＝(R)
504,000円	１号該当	780,460円	―	504,000円

※補助限度額Ａ　令和８年度における授業料等の大阪府平均単価と全国平均単価のいずれか低い方
※補助限度額Ｂ　令和８年度において当該生徒等が納付すべき授業料等の半額に相当する額
※当該事例の場合は減免事由が１号該当（失職）であるため、補助限度額Ｂの適用はない。

事例３	専修学校高等課程３年生（令和８年10月転入生）

【生徒在籍期間】令和８年10月１日～令和９年３月31日（６か月間）
【減免事由】震災に起因する事情により家計支持者の収入が激減（３号該当）
【減免事由発生期間】平成23年４月１日～令和９年３月31日（192ヵ月間）
【就学支援金受給額】198,000円（補助対象期間分＝６か月分　※加算あり）
【授業料等の額】入学料250,000円、授業料600,000円（年額）、施設整備費等50,000円（年額）

●算出プロセス１

	入 学 料 (A)	授 業 料 (B)	施設整備費等 (C)	合計 (D)＝(A)＋(B)＋(C)
授業料等の額 (E) （学則記載の年額）	250,000円	600,000円	50,000円	900,000円
補助対象月数 (F)	12 月／12 月	６月／12 月	６月／12 月	―
納付すべき授業料等の額 (G)＝(E)＊(F) ※補助対象月数補正あり	250,000円	300,000円	25,000円	575,000 円…(K)
控除額（就学支援金等）(H)	０円	198,000円	０円	198,000円
減免対象経費 (I)＝(G)－(H)	250,000円	102,000円	25,000円	377,000円
補助対象経費　(J) （学校による減免額）	250,000円	102,000円	25,000円	377,000円…(L)

※補助対象期間：令和８年10月１日～令和９年３月31日、補助対象月数：６か月間
※入学料　　250,000円　⇒　250,000円
　授業料　　600,000円（年額）　⇒　600,000円　×　６月／12月　＝　300,000円（円未満切捨）
　施設整備費等　50,000円（年額）　⇒　50,000円　×　６月／12月　＝　25,000円（円未満切捨）
※控除額する就学支援金等の額は、補助対象期間に係る就学支援金の額を算出する。年額ではないことに注意すること。

●算出プロセス２

補助対象経費 (L)	補助率 (M)	補助対象額 (N)＝(L)＊(M)
377,000円	10/10	377,000円

●算出プロセス３

補助対象額 (N)	減免事由 (O)	補助限度額Ａ (P)	補助限度額Ｂ (Q)＝(K)＊1/2	補助金額 MIN{(N) (P) (Q)}＝(Q)＝(R)
377,000円	３号該当	780,460円	287,500円	287,500円

※補助限度額Ａ　令和８年度における高等学校（全日制）の授業料等の大阪府平均単価と全国平均単価のいずれか低い方
※補助限度額Ｂ　令和８年度において当該生徒等が納付すべき授業料等の半額に相当する額
※当該事例の場合は減免事由が３号該当（収入激減）であるため、補助限度額Ａと補助限度額Ｂのいずれか低い方の額（今回は補助限度額Ｂ）が補助限度額となる。

事例４	専修学校専門課程１年生（令和８年度新入生）

【生徒在籍期間】令和８年４月１日～令和９年３月31日（12か月間）
【減免事由】震災に起因する事情により家計支持者の収入が激減（３号該当）
【減免事由発生期間】平成23年４月１日～令和９年３月31日（192か月間）
【授業料等の額】入学料250,000円、授業料600,000円（年額）、施設整備費等350,000円（年額）

●算出プロセス１

	入 学 料 (A)	授 業 料 (B)	施設整備費等 (C)	合計 (D)＝(A)＋(B)＋(C)
授業料等の額（E） （学則記載の年額）	250,000円	600,000円	350,000円	1,200,000円
補助対象月数（F）	12 月／12 月	12 月／12 月	12 月／12 月	―
納付すべき授業料等の額 (G)＝(E)＊(F) ※補助対象月数補正あり	250,000円	600,000円	350,000円	1,200,000円…(J)
減免対象経費（H)＝(G)	250,000円	600,000円	350,000円	1,200,000円
補助対象経費　（I） （学校による減免額）	250,000円	600,000円	350,000円	1,200,000円…(K)

●算出プロセス２

補助対象経費 (K)	補助率 (L)	補助対象額 (M)＝(K)＊(L)
1,200,000円	２／３	800,000円

●算出プロセス３

補助対象額 (M)	減免事由 (N)	補助限度額Ａ (O)	補助限度額Ｂ (P)＝(J)＊1/2	補助金額 (M)≧(O)＝(O)＝(Q) (M)＜(O)＝(M)＝(Q)
800,000円	３号該当	―	600,000円	600,000円

※補助限度額Ａ　専修学校専門課程においては適用なし
※補助限度額Ｂ　令和８年度において当該生徒等が納付すべき授業料等の半額に相当する額
※当該事例の場合は減免事由が３号該当（収入激減）であるため、補助限度額として補助限度額Ｂが適用される。

Ⅵ　交付申請手続きについて

１　事業計画書の提出

設置者は、授業料等の減免を実施する場合、生徒等（家計支持者による代筆・代理提出も可とする）から、授業料等特別減免事業計画書（別紙様式）に下表に定める書類を添えて提出させるものとし、府が指定する期日までに授業料等特別減免事業計画書を府に提出するものとする。

事業計画書その他提出書類（設置者⇒大阪府）

提出書類名	備　　考
授業料等特別減免申請書<様式第１号>の写し	対象者全員分
授業料等特別減免申請書<様式第１号>に係る添付書類の写し等	対象者全員分。添付書類の具体例については事務処理要領13～14頁を参照
授業料等特別減免事業計画書 （事業計画書及び対象者一覧表）	対象者一覧表には生徒別補助金積算書の金額等を転記すること
課税総所得金額等積算書	対象者全員分
生徒別補助金額算定表	対象者全員分
家計支持者被災状況等申立書の写し	要綱第4条第4号該当者及び教育長が必要とする場合

事業計画書は学校単位で提出するものとする。

一つの学校内で複数の課程が存在し、それぞれに該当生徒等が存在する場合（中等教育学校前期課程と後期課程、専修学校高等課程と専門課程）はまとめて事業計画書を作成するものとする。ただし、対象者一覧表については課程ごとに作成するものとする。

府は、設置者の授業料減免事業計画がこの要領に定める減免の要件等に適合することを確認した後、その結果を設置者に通知するものとする。

２　交付申請書等の提出

設置者は、１の事業計画を基礎とし、事業計画書提出から交付申請書作成時までの異動状況等の修正を加えて、府が指定する期日までに提出するものとする。

また、交付決定後に状況の異動等があった場合は、府私学課に報告の上、府が指定する期日までに変更交付申請書を提出するものとする。

上記の交付申請書及び変更交付申請書は学校単位で提出するものとする。

なお、失職により減免対象となった者が再就職した場合は、変更申請あるいは実績報告により、府の補助金額を減額して申請又は報告するものとする。

３　添付書類

次の（１）から（３）の書類を家計支持者から求めること。

⑴ 家計支持者の年収が 590 万円未満であることを証する書類

令和８年度市町村民・都道府県民税の課税証明書等

※課税証明書等に課税標準額・調整控除額の記載がない場合は「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書（補足）」を課税証明書と併せて提出すること。

⑵ 家計支持者が被災者であることを証する書類

罹災証明書、被災証明書など

(3)要綱第４条各号に掲げる減免事由による添付書類

要綱第４条各号に掲げる減免事由による添付書類は下記の例によるものとする。

		添付書類（例）	留意事項
1	経営状況の悪化に伴う会社等の倒産や解雇により、失職した場合（１号該当）	①倒産・解雇による失職を証明する書類 ※下記のいずれかを添付すること。 □雇用保険受給資格者証の全ページ又は離職票の写し ※離職理由コードが「11」であること。	○原則として、「雇用保険受給資格者証の全ページの写し」を提出すること。 ○雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「31」である場合については、勧奨退職であるため、原則として対象外とする。ただし、雇用主からの非常に強い働きかけにより退職せざるを得なかった場合で、早期退職に伴う割増の退職金を支給されていないことと、再就職先の斡旋を受けていないことについて、雇用主が発行する証明書を提出できる場合には、補助対象とすることがあるので、府私学課に相談すること。
2	経営状況の悪化に伴う自営業の廃止により、廃業した場合（２号該当）	①自営業の廃止を証明する書類 ※下記のいずれも添付すること。 □税務署に提出した廃業届の写し ※所轄の税務署の受理印のあるものに限る。 □自主廃業でないことを証明する書類 ※裁判所の破産手続き開始決定の写し等	
3	会社・自営業等の経営状況の悪化により、収入が著しく減少した場合（３号該当）	①**震災前年（平成22年）**の所得を証明する書類 ※下記のいずれかを添付すること。 □平成23年度　市（町村）民税・府民税特別徴収税額通知書の写し □平成23年度　市（町村）民税・府民税納税通知書の写し ②本年（令和８年）の所得（見込）を証明する書類 □課税総所得金額等積算書（必須） ※下記のいずれかを提出すること。 □令和８年分源泉徴収票 □税理士等第三者による所得（見込）証明書　等	○左記①及び②の書類で19歳未満の扶養親族数が確認できない場合は、健康保険証（写）等を提出すること。 ○自営業の場合については、原則として税理士等第三者による所得（見込）証明書を提出すること。

※要綱第４条４号（家屋の倒壊、死亡、行方不明など）に該当する場合については、生徒等から被災状況申立書を提出させるとともに、証明書類の提出等について別途府私学課に相談すること。

※上記について、被害の程度が大きく証明書等の発行が遅れているなど正当な理由により、上記

の添付書類が提出できない場合は、被害状況申立書を作成するとともに、添付書類の提出時期及び代替書類の提出について府私学課に相談すること。

Ⅶ　減免の通知

補助金の交付の決定を受けた設置者は、家計支持者に授業料減免決定を通知するものとする。

Ⅷ　そ　の　他

⑴ 本補助金と、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金又は大阪府私立専修学校高等課程等授業料減免事業補助金との併給はできない。

⑵ 本補助金において「失職」「廃業」等と「著しい収入減」の両方の条件を満たす場合については、いずれか高い助成金額のみ適用する。

⑶ 収集した個人情報については、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免制度に係る事務を実施するために利用するものとする。